

令和2年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 12 月 9 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第92号 スクールバスの売買契約の締結について
- 第8 議案第93号 医療機器の売買契約の締結について
- 第9 議案第94号 四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結について
- 第10 議案第95号 町道路線の認定について
- 第11 議案第96号 字の区域及び名称の変更について
- 第12 議案第97号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第98号 四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第99号 四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第100号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第101号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第102号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第103号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第104号 四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例について
- 第20 議案第105号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について
- 第21 議案第106号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第22 議案第107号 令和2年度四万十町一般会計補正予算（第6号）
- 第23 議案第108号 令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第24 議案第109号 令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第110号 令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第111号 令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第112号 令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第113号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第114号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第115号 令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第31 請願第2－2号 請願書の取り下げについて
- 第32 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第32まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（15名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	7番	吉村アツ子君
8番	味元和義君	9番	水間淳一君
10番	中屋康君	11番	岩井優之介君
12番	田邊哲夫君	13番	堀本伸一君
14番	村井眞菜君	15番	橋本章央君
16番	下元昇君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

6番 武田秀義君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	清 藤 泰 彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊 谷 敏 郎 君	危機管理課長	川 上 武 史 君
企 画 課 長	山 本 康 雄 君	農林水産課長	池 上 康 一 君
にぎわい創出課長	植 村 有 三 君	税 務 課 長	松 田 好 文 君
町 民 課 長	本 山 桂 三 君	建 設 課 長	吉 岡 範 満 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	武 内 伸 介 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	川 村 裕 之 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

事 務 局 長	長谷部 卓 也 君	次 長	三 宮 佳 子 君
---------	-----------	-----	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、6 番武田秀義君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2 番槇野章君及び11番岩井優之介君を指名します。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の12月 7 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

1 番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告したいと思います。

第 4 回四万十町定例会会期は本日12月 9 日から12月17日までの 9 日間としたいと思います。なお、一般質問につきましては、7 日目12月15日に 4 名、そして16日に 4 名、17日に 1 名、計 9 名となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告は、本日の12月 9 日から12月17日までの 9 日間です。

お諮りします。

令和 2 年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 異議なしと認めます。したがって、令和 2 年第 4 回定例会の会期は本日から12月17日までの 9 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

9月24日、四万十町平野で開催されました令和2年新嘗祭献穀田拔穂式に、議長と共に榎野産業建設常任委員長が出席しました。

10月22日、高知市で開催されましたトップセミナーに議長、緒方副議長、酒井議会運営委員長、古谷総務常任委員長、中屋教育民生常任委員長、榎野産業建設常任委員長、岩井広報広聴常任委員長が参加しました。

10月27日、総務常任委員会が三原村を訪問し、風力発電施設について視察研修を行いました。

11月6日、農業委員会との意見交換会が開催され、産業建設常任委員5名が出席しました。

11月9日、高知市で開催されました令和2年度浄化槽トップセミナー高知に、議長代理として武田議員が参加しました。

11月27日、令和2年度議員行政実務研修に村井議員が参加しました。

11月28日、四万十町戦没者追悼式に、議長と共に緒方副議長が出席しました。

このほか、11月25日に全議員が志和地区を訪問し、地域聞き取り調査を実施しました。

議長が出席しました行事等の件につきましては、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

また、香川県で開催されました令和2年度四国地区町村議会議長会において、議員功労者として味元議員が表彰されましたので、報告いたします。

それでは、続きまして議会内の各常任委員会組織が来年2月10日をもって改選となりますので、これまでの約2年間の委員会活動の総括的な報告を行います。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、広報広聴常任委員会の順番で、それぞれ委員長より報告を求めます。

4番総務常任委員長古谷幹夫君。

○総務常任委員長（古谷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは私から、総務常任委員会のこの2年間の活動について、順次時系列に沿って、多少はしりながらも報告したいと思います。

今回、総務常任委員会では毎月テーマを定めまして開催することを目標に、委員一丸となって取り組んできましたので、以下、報告させていただきます。委員長古谷幹夫、委員下元昇、堀本伸一、水間淳一、田邊哲夫、吉村アツ子でございます。

まず、令和元年5月から本格的に活動を始めまして、5月の第1回目につきましては町議会議員選挙結果に関する件として、低下傾向を受けての問題点等を探りました。そして同時に移動投票所に関する件、これは投票率向上対策としての可能性等を探る目的で協議を行いました。そしてテーマの一つに条例の見直しということで、取組を重点に置きまして、まちづくり基本条例、議会基本条例について協議を進めていくことにしたところでございます。

6月は、定例会で陳情案件7件を審査しております。それから、同じく6月には区長制度の現状と課題に関する件、特に窪川地区の区長数が多いことを受けての進捗等を含めて協議しております。同時に議会基本条例の見直し、これを一つの継続した前半の部分の重点として進めてまいりました。

7月には議会基本条例の中で特に第15条、政策討論会に関してと、第23条、議員報酬の条項を中心に検討しております。

8月には自治区凍結宣言後の現状と今後の課題、そして（仮称）大藤風力発電事業の現状について、町長の所感を問うという形で協議しております。そのほか、地方交付税等々の財政関係についても協議、勉強を重ねてまいりました。

9月定例会には請願、陳情案件について審査をしてまいりました。

そして、10月23日から25日の2泊3日にかけては、公共交通をテーマにして広島県、島根県、岡山県に、それぞれの先進事例の取組ということで研修を重ねまして、特にこの中で島根県益田市に設置されております一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所におきまして、藤山浩所長のレクチャーを1時間余り受けまして、全員、非常に感銘を受けたことがあります。この点につきましては、最後でもう一度、提案としてまた述べたいと思います。

それから10月につきましては、請願に関する先進事例調査で、宇和島市、愛南町の風力発電関係、そして11月には梶原町、津野町の風力発電所を研修しております。

12月定例会では、陳情、請願案件の審査を重ねまして、翌1月には大月町の風力発電を研修してまいりました。

令和2年2月は、新たに出されました請願第1－4号、ヤイロチョウ関係の請願と風力発電に関する請願第1－3号、これについての審査を行いまして、午後には、風力発電の建設予定地と想定されておりますところに出向きまして、現地の状態をみんなで把握しております。

3月定例会には継続審査で、請願第1－3号、請願第1－4号の審査を行いました。

4月は、同僚議員も一般質問でも尋ねられましたけども、職員の時間外労働の案件について協議を重ねてまいりました。

5月は、地域公共交通網形成計画の進捗に関する件につきまして、担当課の資料を基に状況を、質疑応答を重ねております。

6月は、請願継続審査です。

7月も請願継続審査と、文化的施設の基本計画について説明を受けております。

8月には津野町の風力発電事業の経過、そして須崎市で今期設置されました自治体新電力の取組と今後の事業展開について研修を行いました。

9月には請願第1－3号の継続審査。

10月には三原村の風力発電、そして小水力発電についての調査、研修を重ねました。

11月24日には、先ほど冒頭で議長が言われましたけども、25日の志和地区の聞き取り調査についての打合せと、それから今日の総括内容についての確認を行ったというのが経過でございます。

最後になりましたけれども、今期の総務常任委員会の活動の総括としては、まち・ひと・しごと総合戦略の着実な推進と目標達成を目指すためにも、先ほど10月の視察研修でも触れましたけれども、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所、藤山浩所長のノウハウを積極的に活用されて、持続可能な循環型社会への進化と共生の仕組みづくりを進めることを提案させていただきまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 10番教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） それでは、続きまして教育民生常任委員会の報告をさせていただきます。

まず教育民生常任委員は、順不同であります、緒方正綱議員、村井眞菜議員、酒井祥

成議員、岩井優之介議員と私であります。委員会ではこれまで毎月1回以上の開催を行ってまいりました。陳情審査などを精査する場合には複数回開催したケースもあります。

主な所管事務に関することについて、順番に報告させていただきます。

まず、学校教育に関すること。令和元年7月に学校訪問を行いました。学校の経営、施設、教育全般に関して、今回は窪川中学校、田野々小学校、十川小学校を訪問し、学校管理者と協議をしたことであります。

続いて、令和元年11月に学校訪問した後、四万十町教育委員と、これは教育委員会事務局も同席しまして、学校訪問後の意見交換を行いました。内容は教職員の勤務時間管理、学校施設、公務員の補充体制、部活動の教員補充体制などについて、共通認識を図って意見交換を行いました。

続いて、社会教育に関することについてご報告いたします。

令和2年2月に四万十町文化的施設計画について、生涯学習課から文化的施設基本計画が策定されていたので、現状の動きとスケジュールについて説明を受けました。

令和2年7月に四万十町立図書館、現在の図書館であります、この収納してある閉架書庫、収納美術品等の現状を図書館長説明の下に視察を実施しました。

以降、文化的施設に関しては所管の常任委員会として計画の進捗状況を把握する上から、委員会開催時に新たな動きがある都度、所管の生涯学習課長から報告を受けるとともに、研修視察のテーマの一つとして、後ほど申し上げます視察を行ってまいりました。

続いて、保育所、小学校、中学校に関することではありますが、令和元年6月に十和地区の小鳩保育所移転整備事業について、概要説明を受けました。

令和2年5月には、建設途中ではありますが、進捗状況と建築資材の用具なんかの変更にについての説明を受け、協議をしております。

また、学校教育課より四万十町立小中学校適正配置計画について、令和3年4月に実施予定の北ノ川・興津両中学校の統合計画及び保護者向けの説明会スケジュールについて、それぞれ協議をいたしました。

引き続き民生に関することではありますが、令和2年10月、特別養護老人ホーム窪川荘、四万十荘が町営に移行した後の状況と、新型コロナウイルス感染症禍での家族等との面会状況について、施設管理者、事務職員との意見交換の場を設けました。特に協議の場では介護職員不足と、正職員あるいは会計年度任用職員の構成状況にあって、年休取得に関することの問題提起がありました。

主な所管事項については以上であります、続いて研修視察に関することをご報告申し上げます。

研修は、まず令和元年11月5日から7日、3日間であります、岡山県、島根県、鳥取県に、目的としては小中高一貫教育の取組と、あるいは高校魅力化施策について、あるいは図書館活動、総合文化施設などについて、先進地視察をしてまいりました。

まず、鳥取県飯南町では本町と同様に少子化により児童・生徒が著しく減少する中にある^{※P13訂正あり}、保・小・中・高の一貫教育が推進されておりまして、学校、保護者、地域社会、関係機関が一体となって成果を上げている状況と、町外・県外からの入学者数の増加を見ている飯南高校の魅力化の取組ということで、主に研修視察を行ったわけであります。

続いて、岡山県奈義町であります、ここは平成6年にオープンし、年間2万人を超える利用客があるとされております町立図書館と、それに併設をされている美術館を視察いたしました。本町の複合施設案の検討材料となる美術館部分、あるいは図書館部分のスペース、蔵書方法などについて研修いたしました。

続いて鳥取県智頭町ですが、ここは新図書館、いわゆる現在の図書館整備に向けた取組が当時行われておりました。面積が224km²、総人口が6,500人という町域規模ですが、本町より1年先に先行しているという状況や、ここは住民参加のワークショップが非常に頻繁に開催されて説明を受けているということでありましたので、研修を行いました。

最後ですが、岡山県瀬戸市で、瀬戸内市民図書館がございますが、ここで市民参加の「としょかん未来ミーティング」という名称であります、図書館の建設まで12回、市民参加によってワークショップが開催されて、基本的な図書の書架棚方式、いわゆる一般的な図書の並べ方や、これにこだわらない利用者目線の配架構成や地域に根差した事業展開をしており、平成30年度は来館者18万人という「市民が持ち寄って、見つけて、分かち合う」というコンセプトで、平成28年6月に開館した市民図書館の視察を行いました。

以上、視察を終えて、本町において特に喫緊の案件となっている文化的施設に関してあります。図書館施設の規模やサービスなどが、本町の目指す複合施設のコンセプトに当てはめることはできないが、何よりも市民におけるワークショップが図書館の開設に向けて大変大きな方向づけになっているということ。その動きの過程において、特に小中学校、高校も含めて一般市民の意見が計画段階に色よく反映されて、利用しやすい、訪れやすいつくりになっているということで、本町において今後の進捗状況に大いに参考すべき点だと考えさせられたわけであります。

この視察を受けて、令和2年1月30日に土佐市総合文化施設を視察しました。ここは総合文化施設として図書館、当時はまだ出来上がったばかりでありましたが、計画蔵書13万7,000冊、その中に交流センター、観光物流センター、社会福祉協議会、商工会、あるいは舞台、大きなホールが入っております総合施設が完成しています。ここでは複合施設に入る社会福祉協議会とか商工会など、各団体が建設の当時から参加をしてつくり上げていった経緯があるということでありまして、特筆すべきは議会が、検討委員会には参加しなかったのですが、検討委員会が立ち上がったと同時に建設に関係する議員協議会を7回開催したという説明を受けたわけであります。一つの建物に、図書館を核として芸術文化活動を通じた交流空間をつくりあげる、福祉と経済活動の拠点とするコンセプトは、参考することが非常に大きいところでありますが、基本設計の段階から、議会においても議員協議会を7回重ねて参加しているということは、議会の関わり方において大きく参考になったわけであります。

続いて研修の最後であります、令和2年1月30日に陳情案件に関して、黒潮町土佐西南大規模公園に設置されています人工芝グラウンドを視察しました。これは平成29年にクレーコートサッカーに準じるコート、人工芝グラウンドに改修、総事業費は約5億円で、改修後はそれまでのサッカー利用客の宿泊数6,000人から、平成30年度には9,700人と大幅に増加しているという説明、あるいは直接的経済効果は9,100万円という説明も受けたわけであります。スポーツツーリズムというのが地域と連携し、交流人口の拡大、地域の活性化に寄与しているということは伺いましたが、建設事業費が2面の芝グラウンドと、照明施設、防球フェンス等をそろえて5億円から6億円の事業となっている模様であり、2面コートの場合、本町の場合の用地の場所と併せて、さらに知見を深めながら精査する必要があるなということを感じ、研修したわけであります。

以上、研修に関しては、そういう形で研修視察を進めてまいりました。

最後に、期間中、これは令和元年6月定例会から令和2年9月定例会までに審査した、陳情・請願であります。陳情書は8件、請願書1件が付託されました。それぞれ審査しました。その中で四万十町民から寄せられた案件は2件でありまして、1件は影野駅に公衆水洗トイレの設置を求める陳情、それからもう1件は、四万十町に人工芝多目的グラウンド建設を求める陳情というのが2件、町内から寄せられておりました。

以上、主な所管事務の調査項目ということでご報告を申し上げます。

最後に総括として、令和元年6月の第1回常任委員会で研修先というテーマを、特別養

護老人ホームの運営ともう一点は文化的施設についてとしておりました。文化的施設に関する研修調査は、先ほど申し上げましたとおりある一定の調査ができましたが、特別養護老人ホームの調査については、今年2月以降、新型コロナウイルス感染症禍の影響を受けて、関連施設への研修が非常に難しいということで研修を取りやめた経緯があります。所管事務の主なものとして、学校教育一般については令和元年度、学校訪問や教育委員との意見交換を実施しまして、学校現場の問題点などについての改善に向けた方向性が打ち出せました。民生として社会福祉、保健衛生一般については新型コロナウイルス感染症禍の影響で掘り下げた調査ができませんでしたが、10月に入って窪川荘、四万十荘の特別養護老人ホームについて、常任委員会で管理責任者、事務主任者等の意見交換を行い、現状を調査したわけであります。

最後に申し上げました陳情・請願は、9月、それぞれ9件の審査において、それぞれ現地調査、実証実験も経過しながら審査しました。ただ、最後の大型予算に伴う人工芝グラウンドの建設を求める陳情書については、用地問題も含めまして現在継続審査中でございます。現在の委員の構成では、任期は来年2月と相なりましたが、常任委員会として、陳情調査を始めまして、所管事務を以降も続けてまいりたいと思います。

以上、教育民生常任委員会活動報告を終わりたいと思います。

○議長（下元昇君） 2番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） それでは、産業建設常任委員会の活動報告をさせていただきます。委員は、委員長槇野章、副委員長武田秀義、委員林健三、味元和義、橋本章央、5名でございます。

産業建設常任委員会の2年間の取組として、地産外商の取組、災害木造仮設住宅、ICT（情報通信技術）定住モデル調査、大きくこの三点を挙げて取り組んでまいりました。また、常任委員会は毎月開催しておりますが、主立った事項について報告させていただきます。

まず、県下1農協の高知県農業協同組合四万十支所と1農協の現状、担い手・働き手の現状、四万十町森林組合とは、森林環境譲与税の活用方法、担い手・働き手の現状について、それぞれ担い手、作業員不足は深刻との報告を受け、一次産業の農業、林業について意見交換を実施しました。また四万十町農業委員会とも年に1回意見交換を実施しておりまして、本年は農業者8割が60代の本町の5年後、10年後の人・農地プランの実質化に向けての議題で意見交換を実施しました。また、四万十川濁水調査を高知県土木窪川事務

所、四万十町淡水漁業組合、四万十川対策室と共に調査し、要因の一つと考えられる山林の新設作業道、年数を経過した作業道の調査を実施しました。

農業用車両免許については幅が1.7mを超えると大型特殊免許となるため、資格取得の講習会等を、農林水産課を通じて高知県環境農業推進課に申入れを行いました。町有林管理についても幾度となく常任委員会及び現地調査を実施しました。本来ならば行うべき間伐施行予定の標準地の設定、間伐材の選木ができないため実施するよう申し入れ、現在は実施しております。また、町有林の間伐等を随意契約でなく、入札方法も検討すべきと提案しております。

町内の調査として、四万十町雨水公共下水道茂串雨水ポンプ場建設工事進捗状況の調査。数神おが粉施設の今後の活用調査、興津排水機場施設、地場産業振興センター調査、災害木造仮設住宅のストックヤードとして休業中の町内小学校など調査を行いました。県内・県外の視察研修として、須崎市の間伐材を無駄なく、端材も利用して年商2億円を売り上げる土佐龍のまな板・洗濯板の視察、山の中で地産外商ビジネスを展開、年間20万円以上の犬猫の小屋を500件も販売している土佐町の犬小屋製作工房Kの視察研修、日本一ドローンが飛ぶ町を目指す徳島県那賀町で、空撮の最適な飛行スポット、ドローンマップで全国からドローンの愛好者を集め、台風等の災害時、ドローンで素早く現地確認を行っている那賀町ドローン推進室を視察研修しました。県外では、滋賀県のフクハラファームの農業ICTを活用した先進的な農業経営の内容及びデータ蓄積による農業技術の伝承の考え方について、岡山県西栗倉村の百年の森事業の取組を中心とした長伐期の林業振興の販売における取組について、徳島県三好市では「何もない」を「何でもある」に変えた限界集落の実態調査の活用及び妖怪まつりによる地域再生の取組について、研修視察しました。

2年間に常任委員会に付託された陳情は8件で、採択4件、趣旨採択1件、取下げ2件で、請願1件で継続審査でございました。

以上、常任委員会報告とさせていただきます。

○議長（下元昇君） 11番広報広聴常任委員長岩井優之介君。

○広報広聴常任委員長（岩井優之介君） 広報広聴委員会の活動報告を行います。

私たちは、議員8名で構成しております。私、岩井と橋本議員、武田議員、中屋議員、古谷議員、槇野議員、水間議員、村井議員の8名でございます。構成は十和地区が2名、大正地区が2名、窪川地区が4名と、地域的なバランスも取っております。

私たちの常任委員会は、読んで字のごとく、議会のことを広く町民に知らせる広報、それから、広く町民から声を聴く広聴という名前を取っております。そういう基本的な活動を行っております。

定例会終了後、年に4回議会だよりを編集しております。町民に親しまれる内容を心がけておりまして、「ありやどうなっちゅうぜよ」というコーナーと、町民との「キャッチボール」というコーナーを設けておりますけれども、研修会で講師の方から高く評価されました。他の自治体の議会だよりを見ましても「あれ、どうなっとな」というコーナーがありまして、同じ発想だなと思ったことでした。

広聴は広く町民の声を聴くという意味の名前をつけております。そのために、私どもは年に何回か町民の声を聴くということで、去年は興津地区、そして今年は志和地区を全議員が手分けして全戸回り声を聴き、要望をまとめ、それを町執行部に回しております。目標としては、私たちの広報は町民に読んでもらうことが大事だと心がけております。そのために、読みやすいということを一層心がけて頑張っていきたいと思っております。読みやすいということと併せて、議会終了後1か月以内に必ず仕上げるということで、大体終了後5回の編集会議を行って、1か月以内に仕上げるように心がけております。

以上、報告いたします。

○議長（下元昇君） 10番教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 先ほどご報告申し上げた中で1か所だけ訂正がありますので、申し上げておきたいと思います。

研修視察に関してのところのご報告の段で、訪問先で島根県飯南町というところがありますが、鳥取県と発言したとご指摘を頂きましたので、訂正をさせていただきます。島根県飯南町へ訪問をさせていただきました。

以上です。

○議長（下元昇君） それぞれの常任委員長、ご苦労さまでございました。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、令和2年12月定例

会が開催されますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

開会に当たりまして、先の9月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の国内の発生状況は、8月から9月にかけてのいわゆる第2波以降、一定落ち着きを見せておりましたが、11月に入りまして、東京都や大阪府などの大都市圏を中心にこれまで以上の感染が確認され始め、各地で過去最多の感染者が日々確認されるなど、第3波の大きな波の中で収束が全く見通せない状況となっており、高知県内では11月21日以降徐々に感染が確認され始めまして、12月1日には須崎福祉保健所管内でも感染が確認されております。また12月4日には、高知市に在住し町立窪川小学校に勤務する教諭1人に感染が確認されたことに伴いまして、同校の臨時休業等の対応を行ったところでございます。この教諭につきましては、12月2日に微熱などの症状がありましたが、翌日3日の2時限目まで学校で勤務しておりました。その後、高知市の検査協力医療機関を受診し、簡易検査により陽性が疑われたためPCR検査を受け、12月4日の午前中に陽性が判明し、学校長から教育委員会に報告があったところでございます。

この報告を受け、教育委員会では須崎福祉保健所と今後の対応等を協議し、事前に保護者に周知しておりました町の対応方針どおり、12月5日から3日間の臨時休業を行うことといたしました。このことについては、学校長から全保護者への緊急メールのほか、教育長からの文書をもってお知らせするとともに、児童については学校内にとどめておくべきではないとの判断から、13時30分に下校させております。児童には、下校前に不安な混乱を招かないよう学校から話がされ、保護者には緊急メール及び文書の中で、児童の感染防止のための臨時休業であることへのご理解を求めまして、今後も児童の健康管理や基本的な感染症対策を徹底いただくよう改めてお願いをしたところでございます。

また、同日には県から感染状況が公表された後に、臨時休業について報道各社に公表し、町ホームページ、ケーブルテレビなどで町民の皆様にもお知らせをいたしました。学校内ではマスク着用や手洗い、消毒など基本的な感染症対策を実施してきたことから、現在濃厚接触者は確認されておりませんが、12月3日、4日には教職員で、12月7日には教育委員会で学校内の消毒作業を実施しております。

この度は窪川小学校の保護者、関係者の皆様に多大なご心配をおかけいたしましたが無事に昨日から学校を再開しております。本町の学校において初めて感染者が確認された

こと、また県内でも感染者が急増傾向にあることから、風邪症状や体調不良の際には登校や出勤を控えることなど、学校における衛生管理マニュアルの確認と、基本的な感染症対策の指導徹底に引き続き取り組み学校教育活動を継続いたしますとともに、町政全般におきましても町民の皆様の安心・安全を第一に、不安解消や感染拡大の防止に向けて、関係機関と連携を密にし必要な対策を講じてまいります。

町民の皆様にはこれらの状況に鑑みまして、国が示す「新しい生活様式」の実践など、引き続き感染症予防に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、行政区再編の取組についてご報告を申し上げます。

窪川街分地区の行政区再編につきましては、平成18年の四万十町区長連絡会において、旧町村で歴史的経過からその役割や範囲について差異のある行政区の規模の適正化に向けて検討を行うとの意見が町長に具申されまして、町及び窪川地区地域審議会においても協議検討いたしました結果、一定の行政区の再編は必要との結論に達したところでございます。その後、平成21年から28年にかけて再編の協議を行ってきた経緯がありますが、ごく一部の行政区を除いて合併当初と変わらない状況がございましたので、昨年度から四万十町区長連絡会で改めて協議した後に、街分地区区長会においてご説明させていただきました。同区長会では自主防災組織等の規模を参考に行政区を再編し、各自治会の互選により選出された新たな行政区長を町が委嘱することをご提案させていただきまして、ご理解を求めたところでございます。今後は引き続き各自治会への十分な説明を行いまして、合意をいただいた上で、現状62の行政区を令和3年4月1日から30行政区ほどに再編する予定でありますので、対象となる自治会におかれましては再編の趣旨をご理解いただきたく、改めてお願いを申し上げます。

続きまして、地域自治区制度についてご報告いたします。

本町の最高規範であります四万十町まちづくり基本条例には、町をいくつかの地域に区分して独自の権限を持たせることにより、住民主体のまちづくりを進める手段として地域自治区の設置を目指すことが規定されております。しかし、これにつきましては私の町長就任時に、自治区を有効に活用させるためには各分野での地域を引っ張る人材や、まちづくりへの住民意識の醸成に課題があるとして導入見送りを表明した経緯があり、これまで議会や地域懇談会などで慎重に議論を重ねてまいりました。また、本年7月からは集落担当職員による各区長への聞き取り調査を行い、11月には町民1,000人を対象にアンケート調査を行いまして、地域自治区に代わる組織づくりに関するご意見を集約いたしました結

果、区長及び町民の皆様から計672人の回答をいただいております。地域自治区制度の認知度については「知らない」「分からない」との回答が約8割、地域自治区制度の必要性については、「必要ない」が約4割、「分からない」が約5割となっております。これらの結果なども踏まえ、今後の町の方針といたしましては、地域自治区は設置せず、各分野の人材育成、自治組織等の強化、集落担当職員の積極的活用など、人づくりと住民の自治意識の醸成を推進していくことといたしました。このため、来年2月には公聴会等を開催いたしましてさらにご意見を集約した上で、四万十町まちづくり基本条例の地域自治区に関する規定の改正案を作成し、3月定例会への議案上程を予定しております。

続きまして、四万十町高校応援大作戦についてご報告を申し上げます。

本町では四万十町高校応援大作戦と題しまして、町内高校2校の存続を目指し、それぞれの特色を生かした高校本来の魅力化と活性化に取り組んでいるところであります。その効果が徐々に始めているところでございますが、高校存続の要件である令和3年度及び4年度の入学者の確保に向けては、待ったなしの状況が続いております。このため、現在町の新たな施策といたしまして、町内高校の生活環境の向上及び保護者の負担軽減を目的とした学校給食の実施や入学祝い金制度のほか、大学等への就学意欲の向上と、看護師等国家資格を有する方や町出身者がU・Iターンしやすい環境の整備を目的とした奨学金返還支援制度の創設も検討しております。これらの施策については来年度当初予算への計上を目指して、高校を中心とした関係機関と協議しているところでございます。

町内高校の存続と魅力化につきましては地域の将来の課題でもあり、地域創生への一端を担うものと考えておりますので、地域で育つ子どもたちの未来を、住民の皆様を始め地域全体で応援し、町内高校の魅力づくりと次代を担う若者の人材育成に努めてまいります。

続きまして、高知県のアユ資源に関する知事懇談会についてご報告をいたします。

本町では四万十川のアユ資源について、生息分布の調査等を行いながら、今後、施策等を検討してまいりましたが、資源の保護や資源量の回復を図るだけではなく、観光資源として活用し、中山間地域の振興や経済波及効果につなげるためには県全体で取り組むべきと考えまして、去る10月16日、本町の提案により高知市で知事との懇談会を開催いたしました。懇談会には有識者として高知県観光特使の黒笹慈幾氏、日本釣振興会四国支部長の久場幸信氏、アユ研究の第一人者である高橋勇夫氏、物部川漁業協同組合長の松浦秀俊氏をお招きし、四万十市長にもご出席いただいております。懇談会では広くアユがもたらす

経済効果等の展望、友釣りの高知県経済効果への貢献、高知県のアユ資源の現状と改善策、漁場管理等について意見交換が行われまして、今後はこれらの意見を取りまとめて県への提言として提出いたしますとともに、四万十川流域全体での連携を図りながら、各種施策を推進してまいります。

続きまして、JA高知県米偽装問題に伴う町の対応についてご報告を申し上げます。

JA高知県四万十営農経済センターによる米の産地や生産年等の偽造販売の発覚に伴い、本町ではふるさと納税制度と学校給食についてその影響が特に大きいと判断し、その対応に着手いたしました。

まず、ふるさと納税制度につきましては、返礼品に同JAの「厳選にこまる」を採用していましたので、10月31日の報道後、11月1日に関連返礼品の出荷と新規受付を暫定的に停止し、翌日2日にJA担当者から経緯の説明と謝罪を受けております。寄附者への対応については、ふるさと納税推進協議会役員会で協議した結果、予約者及び本年の寄附者に対しておわびの文書を送付し、寄附金を返還することとしており、その返還は最大230件、総額278万1,000円の見込みであります。また、今後についてはJA高知県による再発防止措置等が講じられるまでは同JAの米を返礼品に採用しないこととしまして、同JAに対する返礼品代及び経費等の請求については、寄附者への返還実績を基に対応を協議いたします。

次に、学校給食につきましては、10月27日にJA高知県高西地区役員2名から教育委員会に対して経緯の説明と謝罪を受けております。学校給食センターでは、昨年11月から本年10月まで四万十町産「にこまる」を指定して同JAから購入し、学校給食に使用していましたが、本年5月22日から10月22日までの間に納入された7,570キロの中に、ヒノヒカリが2割程度混入されていたという説明がありました。納入された米の安全性は特に問題がないこと、品種による価格差はないこと、また通常より安価で購入しているため、金銭的な被害はないことも確認したところでございます。

なお、教育委員会では子どもの健康と安全を第一に考え、JA高知県には再発防止措置等の徹底を申し入れると共に厳重注意を行いまして、小中学校の保護者には11月4日付で文書によるご報告をさせていただきました。

今回の産地偽装や表示等についての行為・違反等については決して許されるべきものではありません。仁井田米ブランドについては、これまで地域の農業者や米取扱業者の皆様が長い年月をかけて培ってきたものであり、その根幹を揺るがすような大きな事件です。一日も早い信頼回復と仁井田米ブランドの再構築に、関係者と共に取り組まなければなら

ないと考えております。現在、JA高知県では外部委員による調査が行われておりますが、二度とこうした事件を起こさないよう今後の事業管理を徹底していただき、高知県を代表する農業団体としての自覚と役割を再認識し、高知県農業の発展に尽力していただきたいと願っております。

続きまして、中学校の統合についてご報告いたします。

教育委員会では、昨年7月に策定した第3期<sup>※下段訂正あり</sup>四万十町立小中学校適正配置計画に基づきまして、これまで保護者及び地域の皆様へ説明会を実施してまいりました。この計画において、中学校では1学級20人以上とする町の定めた適正規模に基づき、興津中学校を窪川中学校へ、北ノ川中学校を大正中学校へ統合することとしております。興津中学校につきましては、計画どおり来年4月に窪川中学校へ統合することとして準備を進めておりますが、北ノ川中学校につきましては地域での説明及び協議、学校間の交流事業等が新型コロナウイルス感染症対策により十分にできないことなどから1年延期し、令和4年4月の統合とすることといたしました。これらの学校統合につきましては、新学習指導要領に沿ったこれからの教育、変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を育むためにも、集団生活の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することができる一定の規模の生徒数の確保と、教職員がしっかりと配置される教育環境の充実を目指すものでありますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわびを申し上げて訂正したいと思います。

中学校の統合についてのご報告でございますけれども、昨年7月に策定した第2期の四万十町立小中学校適正配置計画を、私が第3期と読み間違えましたので、第2期に改めて訂正をお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、諮問第3号から日程第8、議案第93号までの5議案を上程説明、審議、採決後、日程第9、議案第94号から日程第30、議案第115号までの22議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。また、日程第31、請願第2－2号請願書の取り下げについての採決を予定しております。最後に、日程第32、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第5、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員宮崎由美子氏の任期が令和3年3月末をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

宮崎氏は昭和49年4月から平成24年3月までの38年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にも関わってこられました。人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第6、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員岡本則子氏の任期が令和3年3月末をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

岡本氏は昭和55年4月から平成29年3月までの37年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にも関わってこられました。人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

ただいまより暫時休憩とします。10時45分まで休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第7、議案第92号スクールバスの売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第92号スクールバスの売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

昭和小学校及び十川中学校で使用しております1台のスクールバスにつきましては、平成17年11月の初度登録から15年が経過し、走行距離も28万kmを超えているため、更新することとしております。

車両の更新に際しまして、11月12日に指名競争入札に付しました結果、応札2者、辞退1者となり、高知日野自動車株式会社が593万7,400円をもって落札いたしました。この落札価格に消費税及び地方消費税59万3,740円を加えた653万1,140円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号スクールバスの売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第8、議案第93号医療機器の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第93号医療機器の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

国保大正診療所へのエックス線透視撮影装置システムにつきましては、導入から14年が経過し、部品供給がないことから保守点検ができない状態となっておりますが、このシステムについては従来の消化管検査だけでなく、新型コロナウイルス感染症等による肺炎像の描出や重症度判定等、診療に必要不可欠な機器であるため更新することとしております。

機器の更新に際しまして、11月19日に指名競争入札に付しました結果、応札2者、辞退3者となり、中澤氏家薬業株式会社が2,780万円をもって落札いたしました。この落札価格に消費税及び地方消費税278万円を加えた3,058万円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号医療機器の売買契約の締結についてを採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第9、議案第94号四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第94号四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

町内全域への一元的な情報伝達手段であります、音声告知放送システムにつきましては、整備から10年以上経過し、設備の老朽化による故障が多発するなど運用に支障を来しているため、再構築工事を行うこととしております。本システムについては、緊急時の確実な稼働に備えて常に良好な状態で維持する必要があるほか、将来的な拡張性など、本町の求める仕様に対応できるシステムの構築が必要となります。

このため施工事業者についてはプロポーザル方式により決定することといたしまして、去る10月19日に指名型プロポーザルの提案を9者に依頼したところ、1者から参加表明がありました。その後、11月9日に一次審査、12日に二次審査を行った結果、四電エンジニアリング株式会社高知支店を1位業者と決定しましたので、請負金額4億7,812万2,700円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第94号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第94号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第10、議案第95号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第95号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は道路法第8条第2項の規定に基づき町道路線を認定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず興津高台線につきましては、県道興津窪川線から分岐した高台避難場所への進入路でありまして、高知県から移管される当該県有地の138m分を町道に認定し、維持管理を図るものでございます。

次に、大正ソフツ線につきましては大正地域の市街地に位置し、JR予土線沿線に存在する住家4戸と田野々山手線を接続する地域の生活道でありますので、町道に認定し維持管理を図るものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第95号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第95号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第11、議案第96号字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第96号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を実施したことにより、大字寺野及び檜生原の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、これに係る変更調書を添付しておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第96号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第12、議案第97号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第97号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、人事院規則に国家公務員の防疫等作業手当の特例が設けられたことを踏まえまして、本町の職員にも同様の手当が支給できるよう条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、職員が新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する特例規定を附則として追加いたします。

具体的な手当の額につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため緊急に行う措置に係る作業に従事した場合は、1日につき3,000円を、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事した場合は、1日につき4,000円を支給するものであります。

なお、この感染症防疫作業手当の財源には高知県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金を充当する予定でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第97号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第97号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第13、議案第98号四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第99号四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第100号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第101号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、以上、議案第98号から議案第101号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第98号四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例から、議案第101号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例までの4議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年度税制改正におきまして、納税環境の整備のため、市中金利の実勢を踏まえて利子税及び還付加算金の割合が引き下げられております。これに伴い、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税につきましても、利子税及び還付加算金と同様に割合が引き下げられるとともに、租税特別措置法の改正により同法第93条第1項に規定されておりました特例基準割合が、利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されております。引下げ後の割合につきましては、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税、還付加算金及び延滞税について適用されます。

これらの法改正を受けて、本町では地方税に関する部分については、先の9月定例会の議案第76号で議決を得て条例を改正したところでございますが、地方自治法第231条の3第2項などに規定された延滞金につきましても、地方税法の特例基準割合に倣って条例に規定しているものがありますので、これらの条例について、地方税と同様の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、計算の前提

となる割合を平均貸付割合と規定するほか、特例の適用がある場合における延滞金の額の計算において、加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは延滞金の割合が0%となることのないよう下限を定め、年0.1%の割合と規定いたします。また、改正後の各条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることと規定するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第101号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第98号から議案第101号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第17、議案第102号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第102号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

昨年度に移転整備事業に着手いたしました小鳩保育所につきましては、来年1月末を完成予定としており、完成後は新園舎での保育業務を開始することとしております。

本議案は小鳩保育所の所在地を変更するものでございまして、主な改正内容といたしましては、四万十町立小鳩保育所の位置を四万十町十和川口502番地1に改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第102号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第102号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第18、議案第103号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第103号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴うものでございまして、来年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯については、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなるため、軽減判定基準の見直しを行うものでございます。

改正内容といたしましては、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得等が2人以上いる場合にあっては、被保険者のうち給与所得等の人数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算することを定めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第103号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第103号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第19、議案第104号四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○議長（下元昇君） 議案第104号四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町特殊製法塩製造施設につきましては、塩及びにがりの製造販売並びにこれらを活用した特産品の開発等を行う施設として、平成12年度に興津地区へ整備した施設であります。施設の管理運営につきましては株式会社あぐり窪川に委託し、ピーク時には年間5トンを超える製造を行っていましたが、取引量の減少等によりまして平成23年度以降の製造量は年間1トンにも満たない状況が続き、年々顕著になる施設の老朽化に対する修繕も行いながら運営を継続してまいりました。

しかし、今後の運営継続には大規模な修繕と多額の設備投資が必要となる一方、それに見合う収益確保の見通しが立たないことが明らかとなったため、同社と協議を重ねた結果、本年3月末をもって施設の稼働を停止しております。今後、本施設が台風等により破損し、周辺農地への飛散や人的被害を及ぼすおそれがあることから、建屋本体については本年度中に解体予定であるため、関連する施設条例を廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第104号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第20、議案第105号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第105号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町旧都築邸につきましては、伝統的建造物の保存及び地域文化の振興及び地域住民の交流活動等に寄与することを目的に設置したものでございます。本施設は、平成30年4月から特定非営利活動法人LIFEが指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和3年3月末をもって指定期間が満了いたします。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募いたしましたところ、1者から応募がありましたので、同条例第4条の規定により四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施いたしました。その結果、候補者として特定非営利活動法人LIFEを選定いたしましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第105号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第105号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第21、議案第106号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第106号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町総合交流拠点施設につきましては、都市住民との交流、農林業の振興及び情報発信等による地域活性化を図ることを目的に設置したものでございます。本施設は、平成30年4月から株式会社四万十とおわが指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和3年3月末をもって指定期間が満了いたします。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募いたしましたところ、2者から応募がありましたので、同条例第4条の規定により四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施いたしました。その結果、候補者として株式会社とおわを選定いたしましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りたいと思います。

なお、詳細につきましては熊谷総務課長から説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） それでは、議案第106号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

当該施設の指定管理者の候補者の選定に当たりましては、9月10日から10月9日までの公募期間に申請がありました2者について、書類審査を経まして、10月26日に事業計画に基づきプレゼンテーションによる提案及び審査を行いました。当日の選定委員会において候補者を選定し、この議会を経て令和3年4月1日より指定管理者として指定しようとするものであります。

申請者の計画内容の概要を申し上げたいと思います。

まず、A者でございます。A者の計画概要といたしましては、四万十川ジップラインによる集客と、周辺施設との連携などで相乗効果を図る。また、施設の利用促進に関する項目の中では、ITの活用、四万十栗を活用した新商品開発及び販売等、とおわ食堂における新メニューの拡大、道の駅での体験イベントを実施する、ジップラインの活用と新たな四万十川アクティビティ計画を立てた取組、四万十川オリジナルぬいぐるみ商品開発によ

る、子どもも楽しめる仕掛けづくりなどの計画が示されました。また、地域や関係機関との連携項目の中では、十和地域振興局や地元周辺地域との連携、ジップラインを活用した地元小学校とのコミュニケーションの形成、十和物産協議会、観光推進協議会との連携を図ることなどが提案されました。

なお、年間指定管理料としては、募集要項で定めた上限である360万円が示されました。

以上がA者の計画概要でございます。

次に、候補者として選定いたしました株式会社とおわの計画概要を申し上げます。

この会社は5年、10年と長期的に未来を見据え、四万十町の西の玄関口である道の駅四万十とおわを拠点として、産業、観光、コミュニティを融合させ、十和地域のみならず、大正、窪川、四万十川流域関係者との連携を基本コンセプトに計画を示しました。その内容としては、施設の利用促進に関する項目の中では、契約栽培の推進や地産外商による生産者所得向上の取組、食育や四万十川流域バイキングを通じた郷土料理の提供、地元住民への商品割引サービスの実施、マスコミ・新聞広告等による情報発信、奥伊予街道の道の駅との連携や、道の駅ノウハウの移転先及び全国の道の駅との連携が示されました。また、地域や関係機関との連携項目の中では、十和代表者会の設置によって地元事業者、企業同士の連携によりイベント企画や販売計画等を作成し、地域の将来像について考える取組でありますとか、町内スーパーや商品と連携した産直野菜の移動販売や総合販売の実施、学校・保育との連携によるイベントや地域産業の体験、道の駅同士の連携による定期的な情報交換、情報収集を行う上で、地域活性化への取組などが提案されました。

なお、年間施設管理料としては、募集要項で定めた上限の半額である180万円が示されたところでございます。

以上が株式会社とおわの計画概要です。

これら2者の提案を受け、選定委員からは、収支計画に基づく財源確保や取組の具体的な手法など、それぞれの分野の視点で質疑がなされました。その結果、具体的な事業計画を示したことなどにより各選定委員から高く評価された株式会社とおわが四万十町総合交流拠点施設の指定管理者の候補者に選定されたところでございます。

最後に、この候補者について委員の評価が高かった点を申し上げたいと思います。

施設の魅力向上を中心に緻密な事業計画となっており、今後の事業展開に期待が持てる。施設を最大限に活用した経営・運営により、地域住民・団体・企業等をつないでいく

提案であった。申請法人の役員の大半が過去に本施設の管理運営に携わっている。施設の管理経費の軽減項目においても評価される。これらが評価の高かったところでございます。

時間の都合で、計画についても委員の意見についても概要の説明でございましたが、以上、四万十町総合交流拠点施設の指定管理者の指定に関する補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第106号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第106号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第22、議案第107号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第107号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年度及び過年度に発生いたしました豪雨災害による災害復旧費の追加計上や、ふるさと納税制度における寄附額の増収見込み及びそれに伴う関連経費の見直しなどを始め、9月補正予算後に生じました重要かつ緊急性の高い事業や施設の維持修繕、事業費の精査等に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、一般管理費では災害時における職員用備蓄食糧の更新費用として食糧費120万9,000円を計上したほか、広報広聴費ではシティプロモーションの一環として、今回は移住者に焦点を当てた番組を制作・放送し、本町への移住・定住促進につなげることを目的に、地域特集番組制作委託料440万円を計上しております。

また、財産管理費では公共施設に使用されているPCBを用いた照明器具等を処分するた

め、委託料419万4,000円を計上したほか、現在取り組んでおります興津出張所新築事業において、会議室や保健相談室など必要スペースの確保、またそれに伴う外構工事など、事業費の精査・見直しを図ると共に、出張所用備品購入費を計上しております。

また、ふるさと支援寄附金の増収見込みに伴いまして、ふるさと支援基金積立金を追加計上しております。

次に、ケーブルシステム管理運営費では、ムササビ等によるケーブル芯線の修繕対応といたしまして、指定管理料で620万3,000円、鳥獣被害対策用原材料費584万8,000円をそれぞれ計上したほか、企画費ではふるさと納税の返礼特産品代などのふるさと支援推進事業費5,709万3,000円を追加計上するなど、総務費全体で1億8,799万4,000円の追加計上となっております。

続きまして、3款民生費でございますが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計繰出金を減額する一方、障害福祉費で介護・訓練等給付費3,000万円を追加計上するなど、民生費全体で2,217万6,000円の追加計上となっております。

続きまして、4款衛生費でございますが、予防費では従来のインフルエンザワクチンの接種増加見込みに伴いまして、各種予防接種委託料322万1,000円を追加計上するとともに、新型コロナウイルスワクチンが供給可能となった場合に備えて接種体制を確保する必要があるため、健康管理システム改修委託料46万6,000円を計上したほか、診療所費では診療報酬収入の減収見込みに伴い、十和診療所特別会計繰出金540万円を追加計上するなど、衛生費全体で1,168万円の追加計上となっております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、農業振興費では各種補助金について、本年度の実績見込みに合わせまして所要の見直しを行ったほか、農地費では若井地区の笠ノ川池に係る漏水対策工事費1,300万円を計上するとともに、これまで計画的に実施しております興津排水機場長寿命化工事について、県の予算が確保できたため、来年度予定であった事業分を前倒しして実施するための工事費1億4,846万4,000円を計上しております。

また、林業振興費では国の新型コロナウイルス感染症対策補助金を活用することで、不用となった緊急間伐総合支援事業補助金を1,379万4,000円減額したほか、各種補助金について本年度の実績見込みに合わせて所要の見直しを行うなど、農林水産業費全体で8,766万4,000円の追加計上となっております。

続きまして、7款商工費でございますが、商工振興費では新型コロナウイルス感染症禍

で需要が高まっているネット販売において協議会を設置し、ウェブサイト構築など町内事業者の新たな販売先の開拓に取り組むため、ネット販売推進協議会補助金1,540万円を計上したほか、観光費では五在所の峯や四万十川アドベンチャーパークの周辺整備費用を計上するなど、商工費全体で1,589万3,000円の追加計上となっております。

続きまして、8款土木費でございますが、道路新設改良費では町道新設改良事業で所要の見直しを行ったほか、河川管理費では興津地区の元谷川に係る河川維持補修工事費826万円を追加計上するとともに、打井川地区の蛇ノ川谷川に係るしゅんせつ工事費1,000万円を計上する一方、下水道費では平成30年度から実施しております雨水公共下水道事業において、事業の進捗に伴う事業費の精査により1億8,362万円を減額するなど、土木費全体で1億7,608万4,000円の減額補正となっております。

続きまして、消防費でございますが、防災費では本年度の実績見込みに合わせて木造住宅耐震改修費補助金863万8,000円を追加計上する一方、志和地区津波避難路等整備工事費1,075万円を減額するなど、消防費全体で1,713万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、10款教育費でございますが、事務局費では国の進めるGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を導入するICT教育推進事業において、6月定例会などで決定を賜りましたタブレット端末導入について、公募型プロポーザルを実施いたしましたのが不調に終わり、再度の実施に向けて取り組んでいるところでございます。しかしながら、本年度中の事業完了の見通しが立たないことから繰越明許費を設定し、それに伴い来年度以降の整備となるネットワーク機器整備費用753万円を減額しております。

一方、中学校の学校管理費では窪川中学校の防火扉改修事業において、消防点検の指摘による緊急性の高い防火扉4枚の改修については、同じく6月定例会で決定を賜り、改修を進めているところでございますが、残り5枚の防火扉については、令和3年度の国庫補助を受けて改修に取り組むこととしており、事前に必要となる設計委託料44万円を計上したほか、教育振興費では令和3年度に使用する中学校教員用の教科書・指導書の購入費529万3,000円を計上するなど、教育費全体で263万6,000円の追加計上となっております。

続きまして、11款災害復旧費でございますが、本年度の9月豪雨による農業用施設及び公共施設等の災害復旧に係る経費を追加計上したほか、平成29年度に被災した西原地区の小久保川上池や平成30年度に被災した浦越地区の里川橋の追加工事費を計上するなど、災害復旧費全体で3億5,608万1,000円の追加計上となっております。

続きまして、12款公債費でございますが、平成22年度に借入れし、来年3月で利率見直

しとなります合併特例債について、後年度における公債費並びに地方債残高の抑制を図るため、本年度の定時償還に合わせて任意による繰上償還を行うこととし、元金償還金として2億1,633万7,000円を計上しております。なお、その財源として減債基金からの繰入れ分を充てることとしておりまして、今後においても財源や費用対効果はもとより、財政状況や金融情勢等も見極めながら、積極的に検討してまいりたいと思います。

続きまして、14款予備費でございますが、新型コロナウイルス感染症の第3波とも言われる感染拡大が全国的にも広まっており、県内・町内への感染拡大も危惧されているところでございます。このまま感染拡大が続きますと、これまで取り組んでまいりました感染症対応事業において事業費の不足なども懸念されるため、予備費を追加計上して対応してまいります。

最後に、職員の人件費でございますが、これまでの実績に基づく各費目の見直しとともに、先の第3回臨時会で決定賜りました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直しを行いました結果、給料で159万円の減額、職員手当及び共済費で530万8,000円の減額となり、合わせて756万8,000円の減額補正となっております。また、各特別会計への繰出金につきましても、同様の見直し等に基づく内容となっております。

以上、歳出につきましてはただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしましては、町税において実績見込みの精査を行ったほか、ふるさと支援寄附金を1億円増額の12億円と見込みまして、併せて所要の見直しを行っております。また、各事業の進捗状況等を基に国・県支出金や町債等の特定財源について精査するとともに、公債費の繰上償還を実施する財源として減債基金2億1,630万円を繰り入れ、なお不足する財源につきましては、普通交付税の留保分1億4,719万6,000円で対応することとしており、補正後における普通交付税の留保額は965万8,000円となっております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ7億5,900万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ212億2,400万円となっております。

続きまして、継続費の補正でございますが、先ほどご説明申し上げました雨水公共下水道事業において、事業費の精査により、総額及び令和2年度の年割額の変更を行うもので、第2表に記載のとおりとなっております。

続きまして、繰越明許費の補正でございますが、先ほどご説明申し上げました興津排水機場長寿命化事業並びにICT教育推進事業で、合わせて2億50万7,000円の追加となり、地

方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第3表に記載のとおりとなっております。

続きまして、債務負担行為の補正でございますが、県が実施する新食肉センター施設整備事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業に遅れが生じており、完成が令和4年度となる見込みであるため、新食肉センター施設整備負担金の期間を令和3年度から令和4年度へと変更を行うもので、第4表に記載のとおりとなっております。

最後に地方債の補正でございますが、第5表に記載のとおり、河川しゅんせつ工事の財源である緊急しゅんせつ推進事業債の追加や、災害復旧事業費の増に伴う災害復旧事業債の変更、事業内容の見直し等に伴う公共事業等債や過疎対策事業債等の変更につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第107号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第23、議案第108号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第24、議案第109号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第25、議案第110号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第108号から議案第110号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第108号から議案第110号までの各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第108号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

でございます。

主な内容といたしまして、歳出については人件費の減額見込みにより、総務費で28万1,000円、特定健診未受診者・生活習慣病予防対策委託料等の減額により、保健事業費で250万9,000円をそれぞれ減額しております。

歳入につきましては、国民健康保険税で100万3,000円、県支出金で保険給付費等交付金を181万9,000円、繰入金で一般会計繰入金を370万5,000円、それぞれ減額する一方、国庫支出金で国民健康保険災害等臨時特例補助金を83万2,000円計上しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ570万円の減額補正となり、累計予算総額は26億1,840万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る11月25日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第109号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）でございます。

本年度の実績見込みにより、現段階での経費の見直しを行いました結果、歳出については総務費で192万8,000円を減額する一方、医業費で302万8,000円、給食費で60万円を追加計上しております。なお、これを賄う歳入につきましては、国庫支出金で発熱外来診療体制確保支援補助金を170万円計上しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ170万円の追加補正となり、累計予算総額は4億5,040万円となっております。

最後に、議案第110号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）でございます。

本年度の実績見込みにより、現段階での経費の見直しを行いました結果、歳出については総務費で90万円を減額する一方、医業費で80万円を追加計上しております。歳入につきましては、診療収入で600万円を減額する一方、国庫支出金で発熱外来診療体制確保支援補助金50万円、一般会計繰入金540万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の減額補正となり、累計予算総額は1億2,500万円となっております。

以上、3件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第108号から議案第110号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第108号から議案第110号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第26、議案第111号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議案第112号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第111号及び議案第112号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第111号及び議案第112号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第111号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、職員手当及び共済費の変更や後期高齢者医療システムの改修費として、総務費で2万3,000円を追加計上する一方、広域連合納付金で2万3,000円を減額しております。歳入につきましては、国庫支出金で18万2,000円を計上する一方、保険料で2万3,000円、一般会計繰入金で15万9,000円をそれぞれ減額し、所要の予算措置を講じております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の3億3,960万円となっております。

最後に、議案第112号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本年度の事業実績見込みにより現段階での経費の見直しを行いました結果、歳出については人件費の減額見込みやシステム改修費用により、総務費で149万5,000円を追加計上す

る一方、地域支援事業費におきまして、一般介護予防事業費で108万3,000円を減額するなど、全体で247万4,000円を減額しております。なお、歳入につきましても繰入金を減額するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ80万円の減額補正となり、累計予算総額は28億3,040万円となっております。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第111号及び議案第112号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第111号及び議案第112号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第28、議案第113号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）、日程第29、議案第114号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第113号及び議案第114号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第113号及び議案第114号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第113号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）でございます。

主な内容といたしまして、歳出についてはWi-Fi環境の拡張費用や各種経費の精査により、総務費で42万8,000円、人件費や消耗品費などの増額見込みにより、サービス事業費で760万2,000円を追加計上する一方、基金積立金を803万円減額しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の3億8,340万円となっております。

最後に、議案第114号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）でございます。

補正の内容といたしましては、歳出についてはWi-Fi環境の拡張費用や各種経費の精査により、総務費で78万9,000円、人件費や賄材料費などの増額見込みにより、サービス事業費で431万1,000円を追加計上いたしております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ510万円の追加補正となり、累計予算総額は2億6,870万円となっております。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第113号及び議案第114号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第113号及び議案第114号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第30、議案第115号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第115号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正の内容といたしましては、支出の事業費用において、修繕料で330万6,000円を追加計上する一方、人件費で6,000円、企業債利息で19万5,000円をそれぞれ減額しております。また、資本的支出におきまして企業債償還金で39万6,000円を追加計上しております。

す。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第115号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第115号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第31、請願第2－2号請願書の取り下げについてを議題とします。

この請願議案につきましては、産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に請願者より請願取下願が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

請願第2－2号の請願書の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2－2号の請願書の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第32、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時51分 散会